

柏木小学校の「いじめ」における基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本方針

(1) 柏木小いじめにおける基本方針

- ①いじめは、「いつ」「どこでも」「だれにでも」おこりうることである。
- ②いじめはいかなる理由があろうとも、いじめるほうが絶対に悪い。
- ③いじめは絶対に許さない。
- ④いじめられた児童も、いじめた児童も、本校の大切な児童である。【令和7年度重点項目】

上記4点を全職員で共通理解し、教育委員会や家庭、地域、関係諸機関と密接に連携することにより、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決にあたり組織として対応していく。また、4月に児童に対していじめは許されないこと、相手の立場に立って考えることを指導する。

2 いじめを未然に防ぐための取組み

(1) 組織的対応

- 学校いじめ対策委員会を中心に「報告・連絡・相談」を徹底することによって情報の共有を図り、常に全職員が同じ情報をもって同じように児童の対応に当たれる体制を維持する。
※管理職、コーディネーター、生活指導主任、生活指導部員等で構成する。スクールカウンセラーとも連携して対応する。
- 週1回のいじめ対応のための時間に各学級の情報交換をしていく。

(2) 学習環境、生活環境の整備 柏木スタンダードの徹底

- 学習規律を徹底させることにより、授業で「わかる実感」をもたせ、充実感、自己肯定感、自己有用感を育む。
- 生活規律を徹底させることにより、落ち着いた環境で安心して学校生活を送れるようにする。

(3) 道徳教育等の充実

- 道徳の時間を中心として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。また、本年度の道徳における重点項目の一つを「生命尊重」として児童に指導していく。
- 東京都のDVD『自分を大切にしよう～SOSの出し方』を卒業まで毎年必ず活用する。
- 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の指導を行う。
- 朝会等で「いじめ防止」や「命の大切さ」に関する講話を行う。

(4) 体験活動、地域交流の充実

- 様々な体験活動や、地域の人と関わる機会を多く設定することにより、自らの将来に向かって心豊かに生きる子供を育てる。

(5) 相談体制の強化

- いじめに関するアンケートを毎月（11回）実施し、いじめの早期発見・早期対応・未然防

止等に努める。

- いじめに関するアンケートや年3回のふれあい月間、学校評価等の機会を生かして児童及び教職員への調査を行い、いじめの早期発見と早期解決に努める。
- 担任と保護者の二者面談を実施し、児童の理解に努める。必要に応じて児童を含めた三者面談も行う。
- スクールカウンセラーによる児童及び保護者への相談活動を充実させる。
- 「いじめ対応のための時間」を活用し、教職員の研修を行う。

(6) 子ども見守りシートの活用

- 子ども見守りシートを活用し、保護者とともに気になる児童の様子を共通理解していく。
- 見守りシートを受け取った教員はその日のうちに学校いじめ対策委員会に報告し、対応を協議した上で一週間以内に保護者に返却する。
- 年度当初の保護者会で見守りシートの説明をし、活用を促す。HPからダウンロードして利用できるようにする。

(7) 地域との連携

- 学校運営協議会を中心に、学校サポートチームや関係諸機関との連携、定期的な朝のあいさつ運動等児童を見守る活動を強化していく。
- 学校内に地域の部屋を設置することにより、保護者や地域の見守りの目を常に学校内に取り込んでいく。
- 幼稚園・保育園、中学校との連携を密にし、情報を共有する。

3 いじめが発生したと思われる場合の対応

実際にいじめが発生したと思われる場合、学校いじめ対策委員会が作成した「いじめ対応の流れ」に沿って、学校いじめ対策委員会と担任を中心に対応する。必ず記録を取り、適切に保管する。

4 いじめの解消

定義

- ・被害児童に対するいじめ行為が3か月以上止んでいること
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

判断

- ・教員個人が行うのではなく、学校いじめ対策委員会で定義に示されている2つの条件が満たされていることを確認し検討した上で、校長がいじめ解消の判断を行う。

解消後

- ・解消後も記録に名前を残し、引き続き見守っていく。